

2024年度事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

事業概要

2024年度における事業は、地域において保健・医療および福祉の活動に従事されている方々の研究を対象とした「地域保健福祉研究助成」ならびにシニア(年齢 満60歳以上)およびビジネスパーソンのグループのボランティア活動を対象とした「シニアボランティア活動助成」、「ビジネスパーソンボランティア活動助成」の実施などがありますが、厚生労働省をはじめ関係各位のご協力を得ていずれも順調に実施することができました。

I. 事業に関する事項

1. 地域保健福祉研究助成、ボランティア活動助成(厚生労働省ほか後援)

<概要>

2024年3月中旬に都道府県の保健福祉主管部局、保健所、地方衛生研究所、都道府県の社会福祉協議会など関係各方面に公募書類を送付して、4月1日から公募を開始、5月25日に締切りました。45都道府県300件の応募がありました。

7月22日に選考委員会を開催、選考のうえ、下表のとおり45都道府県155件、2,200万円の助成を決定しました。

同年9月中旬から10月下旬まで全国33ヵ所で、受贈者、関係者出席のもと、贈呈式を行いました。

2024年度末における助成金の累計は、件数で4,828件、金額で17億6,757万円となりました。

なお、助成決定内容は、受贈者へのインタビューなどを含めて34都道府県・45紙(前年度 32都道府県・44紙)の新聞で取り上げられました。

2024年度助成実績

区分	応募件数	助成件数	助成金額
地域保健福祉研究助成	62件	33件	1,008万円
シニアボランティア活動助成	182件	93件	906万円
ビジネスパーソンボランティア活動助成	56件	29件	286万円
合計	300件	155件	2,200万円

(注)2023年度助成金受贈者から3件313,437円の助成金返還があった。

<2023年度研究・活動報告>

2023年度の「地域保健福祉研究助成」、「シニアボランティア活動助成」および「ビジネスパーソンボランティア活動助成」受贈者の研究・活動報告を確認し、「研究報告」29名全件は財団ホームページに掲載しました。

2. 健康小冊子発行事業

大阪府守口保健所 副理事 喜多村祐里氏に健康小冊子「職場のメンタルヘルスケア」を執筆いただきました。

3. 福祉事業助成

社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団が主催する社会福祉事業「発達障害とともに生きる 豊かな地域生活応援助成」に対して助成しました。

II. 会議に関する事項

1. 理事会

(1) 第42回理事会

2024年5月13日(月)大阪新阪急ホテルにおいて、以下の決議事項について、審議され、原案どおり承認可決されました。

決議事項：第1号議案 2023年度事業報告及び計算書類案承認の件
第2号議案 理事候補者1名推薦の件
第3号議案 評議員会招集決定の件

(2) 第43回臨時理事会(書面開催)

2024年7月26日(金) 書面決議により以下の決議事項について、審議され、原案どおり承認可決されました。

決議事項：第1号議案 2024年度地域保健福祉研究助成及びボランティア活動助成受贈者の件

(3) 第44回理事会

2025年3月7日(金) ホテル阪神大阪において、以下の決議事項について、審議され、原案どおり承認可決されました。

決議事項：第1号議案 2025年度事業計画及び同予算案承認の件
第2号議案 寄附金の受入れ承認の件
第3号議案 選考委員1名選任の件
第4号議案 事務局長の任命承認の件

2. 評議員会

第16回評議員会

2024年6月11日(火) 大阪新阪急ホテルにおいて、以下の決議事項について、原案どおり承認可決されました。

- 決議事項：第1号議案 議事録署名人2名選任の件
- 第2号議案 2023年度計算書類案承認の件
- 第3号議案 評議員1名選任の件
- 第4号議案 理事1名選任の件

Ⅲ. その他主要事項

1. 行政庁(内閣府)に関する事項

- (1) 2024年6月18日(火) 2023年度の事業報告等に係る書類提出
- (2) 2024年6月27日(木) 評議員・理事の変更に伴う届出
- (3) 2025年3月10日(月) 2025年度の事業計画書等に係る書類提出

2. 登記に関する事項

- (1) 評議員の退任・就任に伴う登記(令和6年6月18日付)
 - ・退任：喜田 哲弘 (評議員) 退任日：令和6年6月11日
 - ・就任：谷口 典江 (評議員) 就任日：令和6年6月11日
- (2) 理事の退任・就任に伴う登記(令和6年6月18日付)
 - ・退任：祖父江友孝 (理事) 退任日：令和6年6月11日
 - ・就任：川崎 良 (理事) 就任日：令和6年6月11日

「附属明細書」について

2024年度の事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。

以上